

令和7年8月1日

ご利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立夜須高原青少年自然の家
所 長 松 井 和 彦

食事のご利用キャンセルに係るキャンセル料の取扱いについて（変更）

日頃より、当施設の事業・運営にご理解・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年10月以降は、当機構の全28教育施設のレストラン契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持、安全・安心なレストラン環境の両立を図ってまいります。

また、この契約一本化に伴い、レストランに注文した食事等のキャンセル・食数変更におけるキャンセル料の取扱いについても、下記のとおり全施設統一の基準とさせていただきます。

お手数ではありますが、内容をご確認いただき、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 令和7年10月1日

※9月末から月をまたいでご利用される団体も対象となります。

2. キャンセル（食数変更含む）料の取扱い

【変更後】 令和7年10月1日以降			【変更前】 令和7年9月30日まで		
	期 日	キャンセル料		期 日	キャンセル料
レストラン食 野外炊飯	利用初日の3日前15時まで	0%	レストラン食	利用日の7日前17時まで	0%
	利用初日の3日前15時以降～2日前15時まで	50%		利用日の7日前17時以降～2日前17時まで	50%
	利用初日の2日前15時以降～当日まで	100%		利用日の2日前17時以降～当日まで	100%
弁当	利用初日の7日前15時まで	0%	野外炊飯 弁当	利用日の7日前17時まで	0%
	利用初日の7日前15時以降～当日まで	100%		利用日の7日前17時以降～当日まで	100%

※「レストラン食・野外炊飯」については、各食あたり 20食以上の数量減がキャンセル料徴収の対象です。

※「弁当」については、各食あたり 1食の数量減からキャンセル料徴収の対象です。

※上記のキャンセル期限を過ぎてからの「利用日程の短縮（2泊→1泊等）」や「別期日への日程変更」に伴うキャンセル・食数量の減についても、キャンセル料徴収の対象です。

※天災等、利用者の皆様に責任のない不可抗力によるキャンセルはキャンセル料徴収の対象外です。

以上